

第103回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第103期 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

株式会社 **三クニ**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制の概要】

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。
- ② 当社の取締役は、この実践のため、「企業理念」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
- ③ 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めにもとづく他、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
- ② 当社の取締役・執行役員で構成される「サステナビリティ委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部の個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部が管理を行うものとする。
- ③ 上記の他、海外危機、災害対策、情報セキュリティに係るリスクに対しては個別の部会で詳細な管理を行い、安全衛生については各業務においてリスクを把握し情報を共有、対応するものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、原則月1回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
- ② 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
- ③ 当社の執行役員会は、定期的に、事業計画に従って各本部・事業部毎の業務の執行について、進捗状況の確認及び意思決定を行うものとする。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を、研修会等を通して、継続的に行うものとする。
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを各種モニタリング及び内部監査を通して監視を行うものとする。
- ③ 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、子会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 当社は、当社及び子会社の取締役等が出席する会議を定期的に開催し、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。
- ③ 当社は、子会社を管轄する地域統括及び子会社の担当役員を定め子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 当社は、子会社のリスク管理を担当する機関としてサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- ③ 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、子会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、子会社との連携を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。
- ② 子会社においては、各子会社に規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。
- ③ 当社は、各子会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期あるいは臨時に子会社に対する内部監査を実施する。

ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、子会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。
- ② 当社の取締役・執行役員は、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- ③ その他、当社及び子会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する補助使用人の配置を求めた場合には、適正な人選を行い、監査役の同意のうえ、指名する。なお、補助使用人が他部門の使用人を兼務することは妨げない。また、補助使用人が所属する部門（補助使用人が複数の場合はその内の一部門）内に事務局を置く。
- ② 補助使用人として指名された者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
- ③ 監査役は、その職務を補助使用人に補助させる場合のほか、内部監査部門並びに関係部門に対しても、その職務の補助及び連携を求めることができるものとする。

(8) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する補助使用人の人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。
- ② 当社の監査役の職務を補助する補助使用人は、監査役よりの指示があった場合、毎月開催される監査役会に出席することとし、補助使用人としての職務の遂行は監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③ 当社の監査役の職務を補助する補助使用人が、他部門の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先するものとする。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
- ② 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社内部監査部門及び子会社の監査役等は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役等及び使用人に周知する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的を開催し、監査機能の向上を図るものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当グループは上記の体制を整備し、以下のとおり運用しております。

1. コンプライアンス体制

・取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会が規程及び「コンプライアンス行動規範」に基づき、定期的な講習や教育活動を実施しているほか、日常のコミュニケーションを通じてコンプライアンス水準の向上に努めております。また、内部通報制度もグループ内で周知され、コンプライアンス違反やその疑いが生じた際は早期に対処できる体制を整えております。

2. リスク管理体制

・取締役、執行役員等で構成されるサステナビリティ委員会を設置しております。同委員会は環境マネジメント、労働安全衛生マネジメントも統括し、多方面におけるリスク発生要因の想定・分析を行っております。これによってリスクを可視化し、有事の際の損失を最小限に抑える取り組みを実施しております。また、ESG（環境、社会、ガバナンス）の観点から長期的リスクを想定し、対応を進めております。

3. 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況

・取締役会は取締役10名（うち社外取締役5名）で構成され、監査役の出席のもと、業務執行取締役等からコンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会の活動等を含む業務の執行状況について報告がなされ、経営方針及び中長期的な経営戦略に係る重要事項等について適時に審議、決議を行っております。経営判断に際しては、可能な限りの合理的な情報収集を行い、議論を尽くしたうえで意思決定を行ない、記録しております。

・取締役の職務執行の効率化・迅速化を図るため、取締役の管掌業務を明確化し、取締役会による監督のもと執行役員会等への権限移譲を行っております。また、長期経営ビジョンに基づき中期経営計画、年度計画を定めることで、一貫した方針管理を行っております。

・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に基づき、議事録等として記録され、担当部門が適切に保管管理しております。また、これらの記録を取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正及び効率性の確保に関する取り組み状況
 - ・子会社の業務の執行が適正かつ効率的に行われるよう取締役、執行役員等が子会社の取締役等に就いております。子会社の状況はグループ会社管理規程に基づいて当社に毎月報告されるほか、経営トップ診断、グローバル経営会議などの機会を通じて当社取締役が子会社の状況を把握し監督しております。日常業務においても、当社と子会社の間で必要事項について関連部門が定期及び随時の情報交換を行うことで、業務の効率性を確保することに努めております。また、内部監査部門が監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正を確保する取り組みを実施しております。
 - ・前述のサステナビリティ委員会では、有事の際の損失を最小限に抑えることを目的に子会社におけるリスクを分析し、リスクに関する認識を子会社と共有しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況
 - ・監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則毎月開催される監査役会において監査に関する重要な報告、決議を行っております。監査役は取締役会、経営情報交換会、意見交換会に出席するほか、執行役員会などの重要な会議での情報を監査役会で共有しております。さらに、取締役、会計監査人、内部監査部門、グループ会社監査役等と情報を共有し意見を交わし、職務執行について監査を行っております。監査役と取締役の円滑な意思疎通のもと上記の情報共有がなされ、監査の実効性が確保されております。

連結株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和6年4月1日 期首残高	2,215	1,954	15,619	△154	19,633
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△714		△714
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,995		1,995
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				7	7
株主資本以外項目の連結 会計年度中の変動(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,281	7	1,289
令和7年3月31日 期末残高	2,215	1,954	16,900	△147	20,922

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為替換算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
令和6年4月1日 期首残高	7,528	318	5,282	5,933	1,018	20,081	883	40,598
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△714
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,995
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								7
株主資本以外項目の連結 会計年度中の変動(純額)	△2,881	△110	△99	465	△447	△3,073	23	△3,050
連結会計年度中の変動額合計	△2,881	△110	△99	465	△447	△3,073	23	△1,761
令和7年3月31日 期末残高	4,646	207	5,183	6,399	570	17,007	907	38,837

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社等の数 18社
- ・主要な連結子会社の名称
ミクニ アメリカン コーポレーション
ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド
- ・連結の範囲の変更
当連結会計年度では連結子会社であった成都三国機械電子有限公司の清算手続きが令和7年1月20日を以て終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 ミクニ・アール・ケイ精密株式会社
- ・持分法適用の関連会社数 ー社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 三國リビングサービス株式会社
- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ ヨーロッパ ゲーエムベーハー、コービン プロパティーズ アイエヌシー、ミクニ タイワン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、天津三国有限公司、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ メヒカーナ エス・エー・デ・シー・ブイ、ピーティー ミクニ インドネシア、三国 (上海) 企業管理有限公司及びサンライズメディカルジャパン株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算期現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社の建物及び在外連結子会社の保有する有形固定資産は定額法を、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～15年

また、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。

ニ. 役員報酬BIP信託引当金

当社は、役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。

ホ. 株式交付引当金

当社は、株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込み数に基づき見積額を計上しております。

ヘ. 役員功労引当金

令和7年3月31日の取締役会において、生田允紀氏の功績に対し、第103回定時株主総会での承認を前提として、特別功労金の贈呈を決議したことから、当該功労金の支払いに備えて支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を配分する

当グループは、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主にモビリティ事業において、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

また商社事業における航空機部品輸入販売事業において、顧客への製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引については繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建買掛金、外貨建予定仕入

借入金

ハ. ヘッジ方針

主として当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税を当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「関税還付金」(当連結会計年度11百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「減損損失」(前連結会計年度4百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,102百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いております。

正味売却価額の見積りに当たって、合理的に算定された価額を見積もっております。将来キャッシュ・フローについては、事業計画である翌連結会計年度予算及び中期経営計画等に基づき見積っております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 181百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループの得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、平成27年8月17日に株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役員や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付するものであります。

なお、信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、115百万円、259,580株であります。

(従業員向け株式交付信託制度)

当社は、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に当社への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、令和2年8月24日に従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

① 取引の概要

本制度では、株式交付ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものであります。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

② 信託に残存する自社株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、20百万円、75,100株であります。

(グループ通算制度)

当社及び一部の連結子会社は、前連結会計年度から、グループ通算制度を適用しており、通算税効果額の授受を行わないこととしておりました。当連結会計年度より、通算税効果額の授受を行うことに変更しております。

(退職給付制度の移行)

当社は、令和6年10月1日に退職一時金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度へ移行する等の改定を行いました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

なお、本移行等に伴い、当連結会計年度において、退職給付制度移行損56百万円を特別損失に計上しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 93,710百万円

(2) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産 9,076百万円

投資有価証券（注） 1,086百万円

計 10,162百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金 555百万円

1年内返済予定長期借入金 35百万円

計 590百万円

（注）上記一部に対応する債務はありません。

- (3) 当社が「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 3,684百万円

- (4) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

7. 連結損益計算書に関する注記

役員功労引当金繰入額

令和7年3月31日の取締役会において、生田允紀氏の功績に対し、第103回定時株主総会での承認を前提として、特別功労金の贈呈を決議したことから、当該功労金の支払いに備えて支給見込額の238百万円を特別損失に計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	34,049	－	－	34,049

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	399	0	27	371

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少27千株は、「株式交付ESOP信託」から対象者への株式の交付27千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年6月26日開催の第102回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 510百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 令和6年3月31日
- ・効力発生日 令和6年6月27日

令和6年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 204百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 令和6年9月30日
- ・効力発生日 令和6年12月5日

- (注) 1. 令和6年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金5百万円が含まれております。
2. 令和6年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年6月26日開催の第103回定時株主総会において次のとおり、決議を予定しております。

- ・配当金の総額 272百万円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 令和7年3月31日
- ・効力発生日 令和7年6月27日

- (注) 令和7年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約には財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の社内規程に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の

変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、財務担当部門が執行・管理しており、取引権限及び取引限度額について内規に従い、取引の都度決裁担当者の承認を得て行っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、表に含めておりません。（注）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 其他有価証券	8,298	8,298	—
資産計	8,298	8,298	—
(2)長期借入金(1年以内に返済予定の 長期借入金を含む)	21,372	18,450	△2,921
負債計	21,372	18,450	△2,921
デリバティブ取引(*)	131	131	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合

区 分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	377
投資事業有限責任組合	64

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,298	－	－	8,298
デリバティブ取引	－	131	－	131

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	－	18,450	－	18,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解情報

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、製品・サービス別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グループ企業と協力のもとに事業活動を展開しております。

当グループは、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モビリティ事業」、「ガステクノ事業」及び「商社事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モビリティ事業」は、主に四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を行っております。「ガステクノ事業」は、主にガス機器用制御機器類及び水制御機器類等の製造販売を行っております。「商社事業」は、主に航空機部品類、芝管理機械等の輸入販売事業を行っております。また、地域別の収益は、顧客の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	モビリティ事業	ガステクノ事業	商社事業	計	その他(注)	合計
日本	19,184	2,121	8,954	30,260	1,869	32,129
北米	8,211	—	—	8,211	110	8,321
欧州	2,611	190	—	2,801	—	2,801
中国・台湾	13,052	3,413	—	16,465	348	16,813
アセアン	8,978	—	—	8,978	1	8,979
インド	30,550	—	—	30,550	—	30,550
その他	1,566	185	35	1,786	44	1,831
合計	84,154	5,909	8,989	99,054	2,374	101,428

(注) 「その他」事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉介護機器等の製造販売事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格、履行義務への配分額の算定方法については、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,126円27銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 59円29銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

1株当たり純資産額及び当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数

当連結会計年度末株式数371,550株 期中平均株式数384,907株

12.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,000	流動負債	18,458
現金及び預金	41	支払手形	1
受取手形	31	買掛金	4,525
電子記録債権	51	電子記録債権	961
売掛金	10,476	契約負債	60
商品及び製品	1,320	短期借入金	3,650
仕掛品	1,349	1年内返済予定長期借入金	5,252
原材料及び貯蔵品	331	リース負債	268
前払費用	168	未払法人税等	881
短期貸付金	655	未払費用	1,153
未収入金	1,198	預り金	219
その他の金	377	賞与引当金	1,125
貸倒引当金	△3	製品保証引当金	9
固定資産	46,394	役員功労引当金	238
有形固定資産	17,721	その他の	14
建築物	3,566	固定負債	20,728
構築物	244	長期借入金	13,663
機械及び装置	1,629	リース負債	333
車両運搬具	23	繰延税金負債	2,064
工具器具備品	497	再評価に係る繰延税金負債	2,302
土地	10,135	退職給付引当金	1,454
リース資産	476	役員報酬BIP信託引当金	86
建設仮勘定	1,148	株式交付引当金	20
無形固定資産	329	その他の	802
ソフトウェア	309	負債合計	39,187
その他の	20	(純資産の部)	
投資その他の資産	28,343	株主資本	13,376
投資有価証券	8,382	資本金	2,215
関係会社株式	13,365	資本剰余金	1,700
関係会社出資金	6,293	資本準備金	1,700
長期前払費用	32	利益剰余金	9,608
その他の	427	利益準備金	598
貸倒引当金	△158	その他の利益剰余金	9,009
資産合計	62,394	繰越利益剰余金	9,009
		自己株式	△147
		評価・換算差額等	9,830
		その他有価証券評価差額金	4,646
		土地再評価差額金	5,183
		純資産合計	23,207
		負債及び純資産合計	62,394

損益計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,030
売上原価	32,860
売上総利益	3,170
販売費及び一般管理費	3,829
営業損失	658
営業外収益	2,546
受取利息・配当金	2,277
貸し出し収入	247
その他	20
営業外費用	546
支払利息	322
貸借費用	130
為替差損	70
その他	23
経常利益	1,340
特別利益	2,556
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	2,084
関係会社清算益	471
特別損失	1,110
固定資産売却等損失	50
減損損失	752
役員功労引当金繰入額	238
退職給付制度移行損	56
その他	12
税引前当期純利益	2,786
法人税、住民税及び事業税	136
法人税等調整額	△0
当期純利益	2,650

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
令和6年4月1日 期 首 残 高	2,215	1,700	1,700	598	7,073	7,672	△154	11,433	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△714	△714		△714	
当期純利益					2,650	2,650		2,650	
自己株式の取得							△0	△0	
自己株式の処分							7	7	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,935	1,935	7	1,943	
令和7年3月31日 期 末 残 高	2,215	1,700	1,700	598	9,009	9,608	△147	13,376	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和6年4月1日 期 首 残 高	7,528	5,282	12,811	24,245
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△714
当期純利益				2,650
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				7
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△2,881	△99	△2,980	△2,980
事業年度中の変動額合計	△2,881	△99	△2,980	△1,037
令和7年3月31日 期 末 残 高	4,646	5,183	9,830	23,207

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ② その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物 は定額法を、建物以外は定率法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、
(リース資産を除く) 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員等に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、当事業年度の発生状況と過去の実績等を考慮した金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員報酬BIP信託引当金 ……役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。
- ⑥ 株式交付引当金……………株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込み数に基づき見積額を計上しております。
- ⑦ 役員功労引当金……………令和7年3月31日の取締役会において、生田允紀氏の功績に対し、第103回定時株主総会での承認を前提として、特別功労金の贈呈を決議したことから、当該功労金の支払いに備えて支給見込額を計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を配分する

当社は、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主にモビリティ事業において、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税を当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 752百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額によっております。

正味売却価額の見積りに当たって、合理的に算定された価額を見積もっております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌事業会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 9百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員向け株式交付信託制度)

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(グループ通算制度)

当社及び一部の連結子会社は、前事業年度から、グループ通算制度を適用しており、通算税効果額の授受を行わないこととしておりました。当事業年度より、通算税効果額の授受を行うことに変更しております。

(退職給付制度の移行)

当社は、令和6年10月1日に退職一時金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度へ移行する等の改定を行いました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

なお、本移行等に伴い、当事業年度において、退職給付制度移行損56百万円を特別損失に計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	48,750百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	6,330百万円
(3) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,609百万円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証を行っております。

ミクニ アメリカン コーポレーション	391百万円
天津三国有限公司	68百万円
浙江三国精密機械有限公司	2,641百万円
上海三国精密機械有限公司	1,109百万円
計	4,211百万円

(5) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産	9,076百万円
投資有価証券(注)	1,086百万円
計	10,162百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	555百万円
計	555百万円

(注) 上記一部に対応する債務はありません。

- (6) 「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 3,684$ 百万円

(7) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,200百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高	9,574百万円
仕入高	10,679百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	2,261百万円

(2) 役員功労引当金繰入額

令和7年3月31日の取締役会において、生田允紀氏の功績に対し、第103回定時株主総会での承認を前提として、特別功労金の贈呈を決議したことから、当該功労金の支払いに備えて支給見込額の238百万円を特別損失に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	399	0	27	371

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少27千株は、「株式交付ESOP信託」から対象者への株式の交付27千株によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	320百万円
退職給付引当金	447百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	261百万円
未払役員退職慰労金	118百万円
製品保証引当金	2百万円
賞与引当金	346百万円
棚卸資産評価損	237百万円
一括償却資産償却超過額	19百万円
貸倒引当金超過額	49百万円
減損損失	602百万円
繰越欠損金	2,736百万円
その他	666百万円
繰延税金資産小計	5,809百万円
評価性引当額	△5,809百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,064百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△2,064百万円
繰延税金負債の純額	△2,064百万円
再評価に係る繰延税金負債	△2,302百万円

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。なお、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わないこととしておりましたが、当事業年度より通算税効果額の授受を行うことに変更しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ミクニ インディア プライベート リミ テッド	直接所有 74.93% 間接所有 25.07%	製品等の販売 資金の援助	売上高(注2) 資金の貸付(注4)	3,816 —	売掛金 短期貸付金	3,063 655
子会社	ミクニ パーテック 株式会社	直接所有 100.00%	製品等の仕入 役員の内任	仕入高(注1)	2,974	買掛金	990
子会社	ミクニ (タイランド) カンパニー リミテ ッド	直接所有 93.00% 間接所有 0.00%	製品等の仕入 製品等の販売	仕入高(注1)	1,493	買掛金	631
子会社	ピーティー ミクニ インドネシア	直接所有 75.00% 間接所有 25.00%	製品等の仕入 製品等の販売	仕入高(注1)	4,642	買掛金	240
子会社	浙江三国精密機械有 限公司	直接所有 100.00%	製品等の仕入 製品等の販売	債務の保証(注3)	2,641	—	—
子会社	上海三国精密機械有 限公司	直接所有 90.15%	製品等の仕入 製品等の販売	債務の保証(注3)	1,109	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 子会社の行っている金融機関からの借入等に対して債務保証を行ったものであり、保証料は一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「10.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 1. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 689円10銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 78円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、当事業年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数及び期中平均株式数

当事業年度末株式数371,550株 期中平均株式数384,907株

1 2. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。